

陳情第16号

件名：養育費・親子交流に関する支援事業の導入に向けた検討開始を求める陳情



〔陳情の理由〕

令和6年2月22日の東京高等裁判所判決は、「子が親から養育監護を受けること」および「親が子を養育監護すること」は、いずれも憲法13条により保障される人格的利益であると明確に認定しました。親子の交流は、子どもの人格形成・精神的安定・自己肯定感の向上に資する重要な営みであり、社会全体として尊重されるべきものです。

さらに、実務の上でも、年間1万件を超える親子交流（面会交流）に関する調停事件が家庭裁判所に申し立てられています。こうした状況は、親子交流の実施や合意形成に困難を抱える家庭が数多く存在することを示しています。

親子の交流は、子どもの精神的安定を支え、不登校・引きこもり・いじめの予防につながる可能性があります。

また、ニュースなどでもよく報じられている、同居親やその交際相手による虐待の予防や早期発見にも資するものです。

さらに、調査結果からは、親子交流の継続と養育費の支払い率の向上との間に一定の相関関係があることも示されており、交流の円滑な実施は経済的安定にもつながります。

そこで国は、こども家庭庁所管の「離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）」を創設し、親子交流支援、養育費や親子交流に関する取り決めの支援、ADR費用助成、庁内連携などを実施する際に国の補助を活用できる仕組みを整えています。既に明石市や尼崎市などで導入が進んでおり、本市においても検討の余地があります。

[陳情事項]

本市においても、子の福祉を第一に考え、国の制度を活用しながら、養育費や親子交流についての取り決めや交流実施を支援する事業の導入に向けて、まずは実態調査と検討を開始していただきたく、ここに陳情いたします。

その際には、親子交流支援員の配置や離婚前後相談体制の整備に加え、第三者機関を利用した親子交流に対する費用助成についても検討対象に含めていただきたく存じます。

2025 年 8 月 26 日

芦屋市議会議長 中島健一 様 あて

(個人で提出する場合)

陳情者 住 所 芦屋市西蔵町
ふりがな なおはら かずき
氏 名 猶原 一樹